

「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準条例（仮称）」骨子案

1 条例の名称

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準条例（仮称）

2 内容

県条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。（別紙参照）

区 分	条 項	項 目	基準の内容	
			国基準	県基準
情報の提供等	37	情報提供体制の整備	施設利用予定者に対する施設事業の情報提供等	施設利用者に対する障害の特性に応じた情報提供体制の整備を追加する。
防災対策	70	非常災害防災対策	消火その他の非常災害 上記に対する計画策定、体制整備・周知、訓練実施	火災、風水害（大雨・津波など）又は土砂災害等 上記に対する個別の防災計画策定、体制整備・周知、訓練実施
上記以外			職員配置・資格、設備、運営などの基準を規定	国基準どおり

3 上記基準設定の理由

①情報の提供等の規定は、従来、施設利用予定者に対する施設事業の情報提供等という記載であった。

しかし、電子機器や情報媒体の多様化により、障害者への情報提供体制に格差が生じている状況であるため、施設利用者に対して障害の特性に応じた情報提供体制の整備を、努力義務として追加する。

②防災対策の規定は、従来、「消火その他の非常災害」という記載であったが、近年、台風や竜巻、大雨による浸水被害、津波、地すべり等の土砂災害が頻発している状況である。

このため、火災の他に、施設の立地条件により想定される災害に対し、それに
応じた個別の防災計画を策定し、連絡体制の整備や実地訓練等を義務付ける。

(参考：条例の基準である省令の名称)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

(別紙)

○国の省令に対する県での検討状況

基準の条項	県での検討状況
第一章 総則(第一条—第三条) 第三条 指定障害福祉サービス事業者の一般原則	【参酌すべき基準】 現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。 その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。
第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護(第四条—第四十八条) 第三十七条 情報の提供等 第四十四条 従業者の員数	【参酌すべき基準】 <u>①情報提供体制の整備について、前記のとおり独自基準を設ける。</u> 【従うべき基準】 離島等での特例について検討するが、現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。 その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。
第三章 療養介護 (第四十九条—第七十六条) 第七十条 非常災害対策	【参酌すべき基準】 <u>②非常災害対策について、前記のとおり独自基準を設ける。</u> その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。
第四章 生活介護 (第七十七条—第九十五条) 第九十四条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業所での特例	【従うべき基準、標準、参酌すべき基準】 指定小規模多機能型居宅介護事業所での特例について検討するが、現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。 その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。
第六章 短期入所 (第一百零四条—第一百二十五条の三) 第一百二十五条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業所での特例	【従うべき基準、標準、参酌すべき基準】 指定小規模多機能型居宅介護事業所での特例について検討するが、現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。 その他については、国の基準で十分な

<p>第七章 重度障害者等包括支援 (第二百二十六条—第二百三十六条)</p>	<p>内容のため、現行どおりとする。 現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
<p>第八章 共同生活介護 (第二百三十七条—第二百五十四条)</p>	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
<p>第九章 自立訓練(機能訓練) (第二百五十五条—第二百六十四条) 第二百六十三条 基準該当自立訓練 (機能訓練)の基準</p>	<p>【従うべき基準、参酌すべき基準】 指定通所介護事業所での特例について検討するが、現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p> <p>その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
<p>第十章 自立訓練(生活訓練) (第二百六十五条—第二百七十三条) 第二百七十二条 基準該当自立訓練 (生活訓練)の基準</p>	<p>【従うべき基準、参酌すべき基準】 指定通所介護事業所での特例について検討するが、現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p> <p>その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
<p>第十一章 就労移行支援 (第二百七十四条—第二百八十四条)</p>	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
<p>第十二章 就労継続支援A型 (第二百八十五条—第二百九十七条)</p>	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
<p>第十三章 就労継続支援B型 (第二百九十八条—第二百六条)</p>	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
<p>第十四章 共同生活援助 (第二百七条—第二百十三条)</p>	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
<p>第十五章 多機能型に関する特例(第二百十四条—第二百六条)</p>	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
<p>第十六章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第二百七条・第二百八条)</p>	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
<p>第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第二百九条—第二百二十三条)</p>	<p>【従うべき基準、標準、参酌すべき基準】 離島等での特例(利用定員)について検討するが、現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>